宍粟市波賀市民協働センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和６年２月28日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第13号

宍粟市波賀市民協働センター条例の施行期日を定める規則

宍粟市波賀市民協働センター条例（令和５年宍粟市条例第37号）の施行期日は、令和６年４月１日とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。